

平成15年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

平成16年9月

農 林 水 産 省

目 次

平成15年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	4
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営	4
重視される機能に応じた管理経営の推進	4
ア 水土保全林	5
イ 森林と人との共生林	6
ウ 資源の循環利用林	7
路網の整備	8
治山事業の実施	9
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	11
民有林との連携による森林・林業の活性化	11
流域管理推進アクションプログラムの取組	13
(3) 国民の森林としての管理経営	14
管理経営基本計画の改訂	14
情報開示と広報の推進	15
森林・林業等に関する普及啓発活動	16
森林環境教育への取組	17
2 国有林野の維持及び保存	20
(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	20
森林の巡視及び境界の保全	20
森林病虫害の防除	21

保安林の適切な管理	22	事務の改善合理化	42
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	23	労働安全衛生の確保	43
保護林の設定	23	林業事業者の育成強化	44
「緑の回廊」の設定及び整備の推進	25	6 その他国有林野の管理経営	46
野生動植物の保護管理の推進	27	(1) 森林整備への国民参加	46
地域やNPO等との連携による保護活動の推進	28	分収林制度による森林づくり	46
環境行政との連携	29	ボランティア団体等による森林づくりへの支援	47
3 国有林野の林産物の供給	31	巨樹・巨木の保護活動の推進	48
(1) 計画的な収穫の実施	31	木の文化を支える森づくり	49
(2) 林産物等の販売	32	(2) 地球温暖化防止対策の推進	50
4 国有林野の活用	35	(3) 林業技術の開発普及	51
(1) 国有林野の活用の適切な推進	35	(4) 地域振興への寄与	52
国有林野の貸付け	35	(5) 人材の育成	53
林野・土地の売払い	36	(6) 労使協力の推進	53
(2) 公衆の保健のための活用の推進	37	(参考)	
5 国有林野の事業運営	40	1 用語の解説	55
(1) 管理経営の事業実施体制	40	2 林野庁、森林管理局のホームページアドレス	59
効率的な事業実施	40	(索引)	
簡素かつ効率的な組織機構の下での管理経営	41	図及び表の索引	60
必要かつ最小限の職員数による管理経営	41		
(2) 平成15年度の収支	42		
(3) その他の事業運営	42		

平成15年度の実施状況の概要について

（国有林野事業の役割）

国有林野は、我が国の国土の約 2 割、森林面積の約 3 割を占めていますが、その多くは奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、原始的な天然林も多く残されています。

このため、国有林野に対しては、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能を高度に発揮させることが求められてきました。近年では、これらに加えて、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや森林環境教育等への貢献が求められるなど、国民の皆さんの期待や要望は、公益的機能の発揮を中心にさらに多様化しています。

国有林野事業では、国民の皆さんの多様な要請にこたえるため、公益的機能の維持増進を旨として適切かつ効率的な管理経営に努めています。

（抜本的改革の推進）

国有林野事業では、将来にわたって国有林野に対する要請にこたえていけるよう、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換、組織・要員の徹底した合理化・縮減、一般会計からの繰入れを前提とした特別会計制度への移行、累積債務の本格的処理を柱とする抜本的改革に平成10年10月に着手しました。

平成15年度までを集中改革期間として、これらの取組を重点的に進め、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築きました。

（平成15年度の実施状況）

「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）は10年を1期とする計画で、5年ごとにたて直すことになっており、平成10年12月に策定された管理経営基本計画は平成11年1月から平成21年3月までを計画期間としていました。

平成15年度は、この計画に従い、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を踏まえ、健全な森林の整備や保安林等の適切な管理・保全、国民参加の森林づくり、木材利用の促進に努めました。

また、分局や事務所等の暫定組織等を廃止し、将来にわたって適切で効率的な管理経営を進めていくための基礎を築きました。

本報告は、この平成15年度における管理経営基本計画の実施状況について、国民の皆さんの理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけわかりやすく記載したものです。

なお、平成15年12月には管理経営基本計画の改訂を行ったところであり、平成16年4月からは、新たな管理経営基本計画の下で国有林野の管理経営を行ってまいります。

(平成15年度の主な取組)

平成15年度に実施した主な取組は以下のとおりです。

(1) 公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の推進

森林の公益的機能を維持増進させるため、長期育成循環施策を実施するなど育成複層林の整備に取り組みました。

(本文5ページ)

開かれた「国民の森林」の実現に向け、広く国民のみなさんの意見を聴いた上で、管理経営基本計画を改訂しました。

(本文14ページ)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、健全な森林の育成や、治山事業等における木材の利用を推進しました。(本文50ページ)

(2) 優れた自然環境を有する森林の維持・保全の充実

地域のさまざまな特徴のある森林の維持・保全を進めるため、新たに約2万haの保護林を設定しました。(本文23ページ)

野生動植物の生息・生育環境を保全するため、新たに2箇所、約9万haの緑の回廊を設定しました。(本文25ページ)

(3) 国民の利用や森林整備への参加の促進

学校等による森林環境教育の推進を図るため、新たに「遊々の森」の協定を全国52箇所締結しました。(本文17ページ)

国民の皆さんの自主的な森林づくりの要望にこたえるた

め、分収林制度による国民参加の森林づくりや、全国の「ふれあいの森」における延べ約1万5千人の活動に対する支援を行いました。(本文46,47ページ)

伝統文化の継承等に貢献するため、新たに7箇所「古事の森」や「曲げわっぱの森」等の「木の文化を支える森づくり」に取り組みました。(本文49ページ)

(4) 林産物の持続的かつ計画的な供給

自然環境の保全に配慮しつつ、林産物を計画的に供給し、地域における木材の安定的な供給に貢献しました。

(本文7,31ページ)

(5) 効率的な事業実施体制の確立への取組

森林管理局分局や森林管理署事務所など7分局、51事務所等を廃止し、簡素にして効率的に事業を行う体制を整えました。(本文41ページ)

効率的な事業の実施と民間事業者の育成に向けて、伐採・造林等の実施行為の民間委託化をさらに推進しました。(本文40ページ)

職員数の適正化を推進するため、省庁間の配置転換等により約6百人を縮減しました。(本文41ページ)